

4 申し合わせ

インカレテレインコントロールに関する申し合わせ

1. (目的)日本学生オリエンテリング選手権大会(以下インカレ)クラシック、リレー、ショートディスタンス各競技の公正を保ち、かつオリエンテリング競技者に良質の地図とテレインを利用する機会を確保するため、日本学生オリエンテリング連盟(以下日本学連)理事会は、テレインコントロールを行う。
2. (諮問機関)テレインコントロールのために、理事会の諮問機関としてテレインコントロールワーキンググループ(TCWG)を設置する。TCWGのメンバーは理事及び技術委員他から選ばれ、その人選に関して、幹事会に報告する。TCWGのメンバーは議論された内容の分、将来に渡ってインカレに特定の加盟校の一員(チームオフィシャル)として参加することができない。TCWGの座長は担当理事がこれを務める。
3. (指定の段階)将来開催されるインカレの競技の公正を保つために、当該インカレでの競技(予定)者に対して、使用を制限するテレイン(O-mapが作成されている地域)を指定する。使用制限に以下の2つの段階を設ける。
リザーブ 競技性の高い特定の行事に限り既成地図の使用を認める。
クローズ 10項で述べる例外をのぞき競技予定者の立ち入りを禁ずる。
4. (指定)リザーブテレイン、クローズテレインの指定はテレインコントロールワーキンググループの諮問を受け、理事会がこれを決定する。
5. (解除)リザーブテレイン、クローズテレインの指定解除はテレインコントロールワーキンググループの諮問を受け、理事会がこれを決定する。
6. (外部団体との交渉)リザーブ・クローズテレインの指定に当たって、日本学連以外の団体や機関が既成地図の販売や管理を行っているテレインについては、理事会が当該団体や機関との交渉を行う。
7. (指定期間)インカレクラシック・リレー競技開催予定地は、2年間クローズする。また、指定地域を当該行事の3年前までに発表し、3年前から2年前までの1年間はリザーブとして使用を制限する。インカレショート競技開催予定地は2年間のクローズを原則とするが、大会コントローラーが認めればより短いクローズ期間でよい。
8. (リザーブテレインの使用)日本学連及び地区学連の主催する公共性と競技性の高い行事での使用が認められる。普及、講習、娯楽を目的とした行事での使用は認められない。日本学連、地区学連の主催する以下のような行事での使用が想定される。
・地区学生選手権大会、インカレ代表選手選考会
・世界学生選手権代表選手選考会、世界学生選手権代表選手強化合宿
このほか、地区学連によりクローズされていない場合、外部団体(学連加盟団体をのぞく)からの申請により競技性の高い行事での使用のために地図を販売することがある。このような行事への学連加盟員の参加は制限しない。
9. (リザーブテレインの使用申請手続)地区学連が日本学連リザーブテレインを利用して前項の行事を行う場合、地区学連によるクローズ指定と同時に(必ず当該行事の1カ月以上前に)、日本学連事務局に利用申請書を提出しなければならない。利用申請があった行事に対してはテレインコントロールワーキンググループと担当理事が確認の上、承認書を発行する。日本学連主催行事(世界学生選手権関連)は、技術委員会の担当者の申請により、テレインコントロールワーキンググループと担当理事が確認する。外部団体のリザーブテレイン利用に関しては担当理事が窓口となる。いずれの場合も、行事開催にあたっては所定の書類を日本学連及び該当都道府県協会に提出すること。

10. (クローズトレインの一時利用)クローズトレインは、その指定期間中であっても、技術委員会の諮問を受け、双方の大会コントローラーと理事会が承認した場合、異なる競技種目のインカレを開催することができる。この場合、第2のインカレの競技予定者はクローズ指定後は第1のインカレの競技以外で当該トレインに立ち入ることはできない。また、当該トレインは第1のインカレの2年前から第2のインカレの終了まで継続してクローズ指定とすることができる。

11. (地区学連によるリザーブ・クローズ)地区学連は、インカレ代表選手選考会等の競技の公正を保つため、独自にリザーブ・クローズトレインを指定する事ができる。外部団体の作成した地図をクローズする場合は、当該団体と慎重に交渉を行い、十分な了解を得てから指定しなければならない。

補足事項：

(2000年3月13日制定)
(指定トレイン)

・2002年3月末現在のクローズトレイン

長野県真田町 「根子岳・四阿山山麓」「日本ダボス」に含まれる牧場および森林地域

(主要道路、宿所へのアクセス道路は除く)

栃木県矢板市、塩谷町 「やしお」(2001年度クラシックトレイン)

(但し、「番匠峰古墳」範囲を除く)

三重県青山町 「青山高原」(京都大学 OLC 作成)

・2002年3月末現在のリザーブトレイン

栃木県日光市、今市市 「日光霧降」

(但し、「日光所野(ver.2.0/2.1)」範囲を除く)

(TCWGメンバー)

大井和之(担当理事・座長)

山川克則(副会長)

木村佳司(インカレショート担当理事)

土方 隆(インカレ担当理事)

中村弘太郎(技術委員)

落合公也(東海地区担当)

福井 樹(技術委員)

山口尚宏(技術委員)

土屋周史(関西地区担当)

<第36回日本学生オリエンテーリング連盟総会資料>

2001.3.11

今後のインカレ開催予定について

トレインコントロールワーキンググループ

(座長 大井和之(理事))

インカレはずっと最高の地図と競技の場を提供する大会として、学生OBの運営のよって開催されてきました。しかし、参加者の減少は止まらず、逆に大会ごとに実行委員会を組織して運営する方式での運営者への負担は増大する一方です。特に地図作製に関しては、競技者の地図の精度への要求が高まる一方で、それに耐える地図を描くことが少数の熟練者に依存する傾向にあります。

このような現状で、インカレの開催を継続していくために、以下のような改革を提案します。

2004年度から地図作製の負担の軽減を主目的に、ロング競技(現在のクラシック)を秋季に、ミドル競技(優勝設定時間約30分、現在のショート)とリレー競技を

春季に開催する。ミドル&リレーイベントは、1:1000で、A3の地図1枚で開催可能であり、ロングイベントは国際イベントを含む他のイベントとのジョイント開催が可能となる。

インカレ実行委員会については、各大会ごとに実行委員会を日本学連の臨時委員会として組織する現在の方式にこだわらず、常設委員会の設置など引火rえの継続開催に適した組織作りを2002年度中をめどに検討していく。

開催種目の変更については、今年秋の総会をめどに関連の規則の改正作業を進めていく予定です。そのため、以下の開催地案は今後変更になることもあります。

今後のインカレ開催予定地

年度	秋季	春季
	Short	Classic&Relay
2002年度	菅平	愛知(下山)

第 4 部 規約・規定集

2003 年 度	矢板(2001 年度クラ シックテレイン)	関西(青山高原)
	Long	Middle&Relay
2004 年 度	愛知(三河高原)	日光(今市少年自然の 家)

2005 年度以降については後日発表する。

これに伴い、インカレテレインコントロールに関する申し合わせに基づく新規クローズおよびリザーブテレインを以下のように指定する。

クローズ：

- ・長野県真田町 「根子岳・四阿山山麓」「日本ダボス」
に含まれる牧場および森林地域
(主要道路、宿所へのアクセス道路は除く)
- ・栃木県矢板市、塩谷町 2001 年度(矢板)クラシック
競技テレイン
(但し、リレー競技テレイン部分を除く)
- ・三重県青山町 「青山高原」(京都大学 OLC 作成)
リザーブ：
・栃木県日光市、今市市「日光霧降」
(但し、「日光所野 ver.2.0, ver.2.1」範囲除く)

愛知県のテレインについては世界選手権の開催準備のためクローズされているテレインのうちモデルマップとして航海される地図を利用してインカレを開催する。

「業務請負に関する契約書」に関する申し合わせ

(目的)

第1条 本内規は、平成3年12月30日に日本学生オリエンテーリング連盟(以下、日本学連という)とR.M.Oサービス(以下、業者という)との間に締結された契約書(以下、専属契約という)に基づいて結ばれる業務請負契約について疑義が生じた場合、日本学連として疑義を円満に解決するための指針として定めるものである。従って本申し合わせは専属契約本体に影響を及ぼさない

(手続き)

第2条 契約第2条に定める請負業務のうち、各部局あるいは各委員会(以下、発注当事者という)が他業者との契約を結ぶことを検討したい場合、各部局の場合は幹事会、各委員会等の場合は理事会に、その意図を伝える。

2. 前項に基づき、幹事会あるいは理事会は発注当事者・幹事長・理事長・業者の四者による会議を設定するべく、関係者に働きかけを行う。

3. 前項に定める会議において、発注当事者及び幹事長・理事長は誠意をもって交渉に臨み、同意に達するべく努力するものとする。

4. 第1項に拘わらず、幹事会または理事会が必要と判断した場合は、第2項を準用する。

(公開原則)

第3条 前条に定める会議は公開であることが望ましいが、発注当事者及び幹事長・理事長の双方が合意した場合はその限りではない。

(発注条件に関する疑義)

第4条 専属契約第2条に定める請負業務のうち、業者との発注条件において疑義が生じた場合も、発注当事者は第2条の手続きを準用してその解決に努める。

(履行状況の把握)

第5条 幹事会は、各部局・委員会の必要に応じて、業者の作業進捗状況を把握する。

(改正)

第6条 本内規の施行及び改正は幹事会の議決による。

(施行)

第7条 本内規は1998年4月1日より施行する。

平成10年1月31日 制定

日本学生オリエンテーリング選手権大会におけるロゴ使用に関する申し合わせ

第 1 条 (目的) 本申し合わせは、日本学生オリエンテーリング選手権大会(以下「インカレ」と略す)ロゴの使用、改定等に際して必要な事項を定める物である。

第 2 条 (ロゴの定義) ここで言うロゴとは、一般に競技マップ及びインカレ要項 4 で使用される「ロゴ」、および当該インカレを象徴するものとしてデザインされる「マスコットキャラクター」の総称である。

第 3 条 (ロゴの作成・使用) ロゴデザインの作成・使用にあたっては、当該インカレ実行委員会が随時決定する。実行委員会は当該インカレで使用するロゴを事前に日本学連幹事会へ報告しなければならない。

2. インカレロゴは当該インカレ実行委員会内で複数作成・使用してもかまわないが、インカレに関わるすべての者に混乱を生じさせることがあってはならな

い。

第 4 条 (英字表記) ロゴデザインの中に「インカレ」をあらわす英字表記を加える場合は、必ず日本学生オリエンテーリング連盟規約内で定められた英字表記を用いなければならない。ただし、日本学連が認めた場合はこの限りではない。

2. 「インカレ」以外についての英字表記については当該インカレ実行委員会の裁量に委ねる。

第 5 条 (改定) 本申し合わせの改正は日本学連幹事会の議決による。

第 6 条 (附則) 本申し合わせは平成 10 年 4 月 1 日より施工する。

平成 10 年 3 月 9 日制定

0-map のコピー自主規制についての申し合わせ（0-Map の違法コピー防止徹底）

- ・0-map のオリエンテーリング目的でのカラーコピーは原則として禁止するものとする。

（ただし、自団体の所有するもの、地図管理者の許可を得たものは除く。また、個人所有するものを、個人使用の範囲でコピーすることに関

してもこの限りではない。）

平成 10 年 10 月 31 日
日本学生オリエンテーリング連盟総会

